

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

滋賀国民年金 事案 930

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで
申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、亡き夫が納付組織の集金人に納付してくれていたため、調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、すべての期間の国民年金保険料を納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年5月12日に払い出され、申立人が20歳となった43年*月*日にさかのぼって国民年金被保険者資格が取得されており、同年4月から44年3月までの保険料は納付済みとされていることから、その直後の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、A市から、「申立人の住民票があった当市B町では、申立期間当時、市から委託を受けていた自治会が国民年金保険料の集金を行っていた。」との回答がある上、申立人世帯の当時の経済状況に大きな変化は認められないことから、申立人が、申立期間に保険料を納付できない特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から46年3月まで
② 昭和46年12月から47年3月まで

58歳になった時、納付記録の通知があり、42か月の未納があることを知り、びっくりした。27歳であった昭和50年6月に社会保険事務所（当時）の指示どおりに特例納付で全額支払った。その後、51年1月に納付書が届いたため、疑問に思いながらも金額が少額（150円）だったので支払い、これでこれまでの未納は無くなったと確信していた。未納期間については、特例納付で納付しているはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、4か月と短期間であり、申立期間②以降の国民年金保険料はすべて納付されている。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）から、申立期間②の直前の昭和46年4月から同年11月までの国民年金保険料が、50年6月に第2回特例納付により納付され、申立期間②の直後の47年4月からは毎月納付されていることが確認できることから、申立期間②のみ保険料が納付されていないのは不自然であると考えられる。

一方、申立期間①について、申立人は、国民年金保険料を特例納付により納付したと申し立てているが、納付方法、納付金額等についての記憶が曖昧であり、また、申立人の所持する国民年金手帳、市町村の国民年金被保険者名簿等及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）では未納となっていることが確認でき、さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間①の保険

料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和32年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月30日から同年8月1日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

A社には、昭和27年2月21日に入社して、平成3年12月31日に退職するまで継続して勤務した。申立期間は、同社のB工場に在籍していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(A社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる資料は無いものの、オンライン記録により、申立人と同じくA社B工場から同社C工場へ異動した同僚は、1日付けで、被保険者資格を取得及び喪失している状況が確認できることから判断して、申立人についても、昭和32年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和32年6月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀厚生年金 事案 797

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和20年4月16日、資格喪失日は同年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月16日から同年9月1日まで

年金記録を照会したところ、A事業所の記録は、資格取得日は昭和20年4月16日と確認できたものの、資格喪失日が不明とのことであった。国民学校を卒業後、当該事業所に勤務しており、終戦後しばらくしてから退職したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人と同姓同名、かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合のA事業所における被保険者記録（資格取得日が昭和20年4月16日、資格喪失日は記載無し）が確認できる。

また、A事業所の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人に係る記載の備考欄には、申立人が当該事業所の次に勤務した事業所における厚生年金保険被保険者記号番号及び資格取得日に係る記述が確認できる。

さらに、申立人の申立期間当時のA事業所における勤務状況等に係る供述が具体的であること、及び当該事業所を退職した経緯等についての当時の同僚の証言が申立人の記憶と一致していることから、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

加えて、申立人がA事業所において一緒に勤務し、同じ時期に退職したとする同僚は、厚生年金保険被保険者台帳により、昭和20年4月16日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月1日に同資格を喪失していることが確認できる上、当該事業所の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、資格取得日が申立人及び上記の同僚と同じ同年4月16日であ

る者の中で、オンライン記録又は厚生年金保険被保険者台帳で資格喪失日が確認できる同僚 62 人のうち、54 人の資格喪失日は、同年 9 月 1 日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の記録であると認められることから、申立人の A 事業所における資格取得日は昭和 20 年 4 月 16 日、資格喪失日は同年 9 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、30 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成16年7月15日を10万円、同年12月10日を19万4,000円、17年7月15日を17万5,000円、同年12月10日を22万円、18年7月15日を21万4,000円、同年12月10日を24万9,000円、19年7月15日を23万4,000円、同年12月10日を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月15日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年7月15日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年7月15日
⑥ 平成18年12月10日
⑦ 平成19年7月15日
⑧ 平成19年12月10日

A社で平成16年7月から19年12月まで、年に二回の賞与が支払われ、賞与明細書のとおり、賞与から厚生年金保険料が控除されているが、年金記録が無いので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書、給与所得の源泉徴収票、市民税・府民税、特別徴収税額の通知書及びA社から提出された申立期間に係る賞与の総支給額データから、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づ

き標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、平成16年7月15日を10万円、同年12月10日を19万4,000円、17年7月15日を17万5,000円、同年12月10日を22万円、18年7月15日を21万4,000円、同年12月10日を24万9,000円、19年7月15日を23万4,000円、同年12月10日を27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、オンライン記録において、申立期間に賞与が支給されたA社の被保険者全員についての賞与記録が存在しないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月1日から同年5月1日まで

私は、A社に昭和60年4月1日から勤務していたのに、オンラインの記録では、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年5月1日となっている。同年4月分の給与からは厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の役員及び同僚の証言並びに申立人が所持する給与明細書により、申立人が昭和60年4月1日からA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は、「社会保険労務士に事務手を依頼していたので、申立期間に係る保険料についても納付していたはずである。」と主張しているが、A社は既に廃業しており、事業主も亡くなっているため、これを確認できる関連資料は無い上、申立人に係る雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日がいずれも昭和60年5月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人

に係る同年4月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月から 10 年 12 月まで
平成 7 年 1 月から 10 年 12 月までの標準報酬月額が引き下げられている。
私は A 社の事業主であったが、申立期間において実際の報酬額より低い標準報酬月額が記録されているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社が設立された昭和 59 年 12 月 21 日から同社の代表取締役であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、その前の期間より低い額に改定されていることが確認できるが、年金事務所が保管する A 社に係る適用事業所記録票を見ると、申立期間において算定基礎届調査が実施され、その調査結果の記載内容に不自然な点は見られない。

さらに、申立人は当時の資料を保管していない上、申立期間当時の事務担当者の名前も記憶していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年10月1日まで
私の標準報酬月額は、平成元年10月から2年9月までが38万円、同年10月から3年9月までが36万円、同年10月から4年5月までが38万円となっているが、申立期間前後で仕事内容は変わっていないし、給与の減額も無かったと思う。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間前後で仕事内容は変わっていないし、給与の減額も無かった。」と供述しているが、A社は、「当社の労使協定(管理職を含む。)により、57歳到達後に基本手当が15パーセント減額となるが、申立人の場合は、平成元年*月*日で57歳となることから、同年*月分から基本手当が減額となり、2年の定時決定で同年10月1日からの標準報酬月額が引き下げられている。」と回答している。

また、B社会保険事務所(当時)がA社に交付した申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を見ると、同社が申立人の標準報酬月額として届け出た額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、全国健康保険協会C支部が管理する申立期間の健康保険料の算定の基礎となる標準報酬月額もオンライン記録と一致している。

加えて、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。